第十三条第八号から第二十二号まで及び第二十四号並びに第十五条第五号から第八号まで及び第十三号に掲げる事務（第十三条第二十号、第二十一号及び第二十三号並びに第十五条第八号及び第十三号については、国立公園に係るものに限る。）	東北地方環境事務所	磐梯朝日国立公園のうち、新潟県内の区域 福島県内の区域（日光国立公園及び尾瀬国立公園に係る区域を除く。）
	関東地方環境事務所	日光国立公園及び尾瀬国立公園のうち、福島県内の区域並びに秩父多摩甲斐国立公園及び南アルプス国立公園のうち、長野県内の区域
	中部地方環境事務所	上信越高原国立公園のうち、群馬県内の区域並びに上信越高原国立公園、中部山岳国立公園及び妙高戸隠連山国立公園のうち、新潟県内の区域
	近畿地方環境事務所	吉野熊野国立公園のうち、三重県内の区域及び山陰海岸国立公園のうち、鳥取県内の区域
（略）	（略）	（略）
第四十六条第二号に掲げる事務	福島地方環境事務所	岩手県及び宮城県内の区域
第五十二条、第五十四条、第五十七条及び第五十八条に掲げる事務	福島地方環境事務所	全国の区域

附　則

（離島希少種保全専門官の設置期間の特例）

第四条　第七条第二項の離島希少種保全専門官のうち一人は、令和十年三月三十一日まで置かれるものとする。

（中間貯蔵施設整備推進課の設置期間の特例）

第十九条　第五十一条第一項の中間貯蔵施設整備推進課は、令和十年三月三十一日まで置かれるものとする。

（復興再生利用企画課の設置期間の特例）

第二十条　第五十一条第一項の復興再生利用企画課は、令和九年三月三十一日まで置かれるものとする。

第十三条第八号から第二十一号まで及び第二十三号並びに第十五条第五号から第八号まで及び第十三号に掲げる事務（第十三条第二十号、第二十一号及び第二十三号並びに第十五条第八号及び第十三号については、国立公園に係るものに限る。）	東北地方環境事務所	磐梯朝日国立公園のうち、新潟県内の区域 福島県内の区域（日光国立公園及び尾瀬国立公園に係る区域を除く。）
	関東地方環境事務所	日光国立公園及び尾瀬国立公園のうち、福島県内の区域並びに秩父多摩甲斐国立公園及び南アルプス国立公園のうち、長野県内の区域
	中部地方環境事務所	上信越高原国立公園のうち、群馬県内の区域並びに上信越高原国立公園、中部山岳国立公園及び妙高戸隠連山国立公園のうち、新潟県内の区域
	近畿地方環境事務所	吉野熊野国立公園のうち、三重県内の区域及び山陰海岸国立公園のうち、鳥取県内の区域
（略）	（略）	（略）
第四十六条第二号に掲げる事務	福島地方環境事務所及び県北支所	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）

附　則

（離島希少種保全専門官の設置期間の特例）

第四条　第七条第二項の離島希少種保全専門官のうち一人は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

（中間貯蔵施設整備推進課の設置期間の特例）

第十九条　第五十一条第一項の中間貯蔵施設整備推進課は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

（土壌再生利用企画課の設置期間の特例）

第二十条　第五十一条第一項の土壌再生利用企画課は、令和九年三月三十一日まで置かれるものとする。